

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進について

1 趣旨・経緯

介護サービスの基盤整備の中で、(看護) 小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域での役割が大きくなることが想定されたため、37 年度までに各圏域 2 箇所という整備目標を定め、現在、区内 5 箇所目の開設に向けて整備を進めている。

その一方で、活用できる公有地が減少し、適地の確保が困難になっている。

そのため、適地確保の取組みと並行して、(看護) 小規模多機能型居宅介護に対する潜在的なニーズ等の把握及び分析を実施し、効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

2 事業内容

調査名	対象者	対象者数
(1)利用者調査	現在のサービス利用者	108 名 (最大人数)
(2)第 1 号被保険者調査	要介護・要支援の認定を受けていない、65 歳以上の被保険者	1,500 名 (無作為抽出)
(3)ミドル・シニア調査	要介護・要支援認定を受けていない 50～64 歳の被保険者	1,500 名 (無作為抽出)
(4)要介護・要支援認定者調査	要介護・要支援の認定を受けている 65 歳以上の被保険者 (介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設利用者を除く)	1,500 名 (無作為抽出)
(5)事業者ヒアリング調査	区内事業所(小規模多機能 3 所、看護小規模多機能 1 所) ケアマネ 2 名、医療関係者 3 名、地域包括支援センター 8 カ所 (分室含む)	

3 調査方法

- (1) 調査票 (設問 20 問程度) を郵送配布・回収により行う。
- (2) 事業者ヒアリング調査は、調査票の記入及びヒアリングにより行う。

4 効果

- (1) 潜在的ニーズの把握により、より実情にあった整備計画を立てることができ、適地がでた場合に、その地域での必要度を判断し、より迅速に施設整備をすすめることができる。
- (2) 潜在的ニーズや地域特性を明らかにすることで、新規参入事業者の参入意欲を喚起し、整備につなげることができる。
- (3) 調査票の中で小規模多機能の周知も併せて行うことで、調査自体が制度周知の PR となり利用促進につながる。

- (4) 分析結果を運営事業所へフィードバックすることにより、さらなるサービスの質の向上や運営の安定化を図ることができる。

5 スケジュール

7月7日	地域包括ケア推進委員会
7月12日	庁議報告
7月25日	議会報告
7月下旬	入札、事業者決定
8月	調査開始（～10月初旬）
11月	中間報告
2月	議会報告
3月	報告書納品